

Title	新国際裁判管轄法制の概要
Sub Title	Overview of the international jurisdiction rules recently enacted in Japan
Author	増田, 晋(Masuda, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.24 (2012. 10) ,p.1- 9
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20121029-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新国際裁判管轄法制の概要

増 田 晋

第一 総論

1. はじめに
2. 改正の背景

第二 重要な法制化のポイント

1. はじめに
2. 当事者の管轄合意による国際裁判管轄（民訴法3条の7）
3. 管轄合意のない場合の国際裁判管轄
4. おわりに

第一 総論

1. はじめに

国際裁判管轄を成文化化する民事訴訟法及び民事保全法の改正案が2011年5月2日に公布され、2012年4月1日より施行された¹⁾。

国内法を中心に勉強している学生や活動している法務関係者にとって、国際裁判管轄という法概念は聞き慣れないものと思われる。易しく言えば、国際的な法的紛争が生じた場合、原告はどの国の裁判所で被告を訴えるのか、日本の裁判所に訴えを提起できるのか（裁判所側から見れば、当該事件を受理する必要

1) 民事訴訟法第2章、第1節日本の裁判所の管轄権、第3条の2から同条の12までの新設と、同法第146条の改正、及び、民事保全法第11条の新設である。

があるか否か)、という国際的な管轄権の分配問題である。これまでの民訴法や人訴法にも管轄規定は存在したが、それは日本の裁判所が事件を受理できることを前提に、どこの都道府県の地・家裁に提起できるのかを定めているもので、国際裁判管轄を定めたものではない。

国際法務に携わっている法務関係者は、それなら契約書に管轄合意をしているはずだと考えるだろうが、現実には、忘れていたり、交渉で合意できずに、管轄条項のない契約も多い。また、管轄条項があっても、以下に述べる理由から無効とされる場合もある。このようなときに、国際裁判管轄の有無を定める条項が必要不可欠となる。

日本はこれまで国際裁判管轄に関する成文法を有しておらず、日本法人も外国法人も、自らが当事者となる国際的な法的紛争に関し、日本の裁判所に訴えを提起できるのか否か明確ではなかった。それが不明な場合は、原告は不便をしのいで受理してくれることが明確な外国裁判所に訴えを提起することになり、日本司法が国際化する障害ともなってきた。

今回の民訴法等の改正は、取引・財産法関係に限定されているものの、国際裁判管轄を成文化することにより、当事者の予見可能性を飛躍的に高め、日本司法の国際化に資するものといえる。

2. 改正の背景

(1) これまでの解決方法——修正逆推知説

日本の裁判所に国際的紛争が提訴された場合、日本の裁判所はいわゆるマレーシア航空機事件²⁾とファミリー事件³⁾で判例法理として確立された修正逆推知説を使い、国際裁判管轄の有無を決定してきた。「条理」を指導原理とする同説の法理は以下の通りである。

- ① 国の裁判権は主権の一作用だから、日本の裁判権の及ぶ範囲は原則日本

2) 最高裁判所判決昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁。

3) 最高裁判所判決平成9年11月11日民集51巻10号4055頁。

の主権の及ぶ範囲と一致し、外国に住所・本店を有する自然人・法人は、自ら進んで日本の裁判権に服さない限りは、日本の裁判権は及ばない。

- ② ①の例外として、日本領土の一部である土地に関する事件や被告が日本と何らかの法的関連を有する事件については、被告の国籍・所在のいかんを問わず、被告を日本の裁判権に服させるのを相当とする場合がある。この例外的扱いの範囲については、日本に国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約や一般に承認された国際法上の原則もないので、当事者の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って決定する。

- ③ 日本の民事訴訟法の土地管轄に関する規定や裁判籍のいずれかが日本にあるときは、当該事件につき被告を日本の裁判籍に服さしめるのが条理に適う。

- ④ 但し、我が国で裁判を行うことが当事者の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情がある場合には、我が国の国際裁判管轄は否定すべきである。

マレーシア航空機事件から約25年の間、上記判例法で運用してきた国際裁判管轄については相応の評価と批判があるが、紙面の関係上別稿に譲ることとする。

(2) 修正逆推知説の問題点

修正逆推知説の一番の問題点は上記③で、立法経緯からすれば国内の裁判管轄のみを考慮している民訴法の管轄規定が、本当に日本と外国との間の管轄分配問題である国際裁判管轄の基準として適切なものか、一部は適切と言えてもすべてがそういえるかが十分に検討されていないことにあった。

一般論としては、日本は国土が狭く移動が容易であり、言語も法体系も同一であるから、国内ならどこで裁判を提起されても被告にさほどの不利益は生じない。そのため民訴法の規定においては、特別裁判籍等で管轄を広く認めて原告の訴訟提起の便宜を図りつつ、被告に重大な不利益がある場合には移送手続により調整を試みるとの考え方で立法されている。

しかしながら、国際訴訟においては、外国で訴訟追行を余儀なくされる被告の不利益は、当事者や証人の外国への出頭の手間と費用、異なる言語や外国の慣れない訴訟手続に対応する手間と費用、外国の弁護士との意思疎通や訴訟準備にかかる手間と費用等のいずれをとっても国内のそれと比較できない程の重大な不利益である。また、現在のところ日本と外国の裁判所間で事件の移送を認めるというような法制度もなく、日本の民訴法の特徴とされる裁判管轄を広く認めつつ移送で調整するという手法を取ることも出来ない。

従って、過剰ともなりかねない管轄原因に対し、特段の事情の適用で管轄を否定し妥当な結論に導くことになるが、この特段の事情の内容は上記④のとおりにかなり曖昧であり、ケースバイケースの判断を許し予測可能性に欠けるとの批判が強かった⁴⁾。

以上より、判例法理に関する一応の問題点が出そろった現在、民訴法改正という形で国際裁判管轄の成文化化を行うことは、時機に適い、日本司法の国際化のためにも必要不可欠な作業であった。

第二 重要な法制化のポイント

1. はじめに

今回の改正法は、基本的には修正逆推知説による判例法理を基礎としつつ、日本司法の国際化に適合するよう、また、当事者の予見可能性をより高めるために、必要な修正と補充を行うものと言える。

改正法としては、民訴法第3条の2から同条の10までと第146条の10箇条、及び、民事保全法第11条が各管轄要件を具体的に定め、民訴法第3条の11が管轄に関しては職権証拠調べを許していること、また、同条の12が管轄の有無は提訴時で判断することを定めている。

以下、法制化の重要なポイント、及び、今後求められる対応等を紹介する。

4) 河野俊行・早川吉尚・高畑洋文「国際裁判管轄に関する判例の機能的分析―「特段の事情」を中心として」(NBL No.890)。

2. 当事者の管轄合意による国際裁判管轄（民訴法3条の7）

これまでは、いわゆるチサダネ号事件の最高裁判決⁵⁾により規律されてきた分野である。改正法では、当事者は合意により日本又は外国の裁判所を管轄裁判所とすることを広く認める一方、一定の法律関係に基づく訴えに関する合意であることと、書面性を要件とした。

日本の裁判所を専属的管轄とする合意には、後述する「特別の事情」による管轄排除は適用されない（同条の9の括弧書き参照）が、非専属的な管轄合意には排除が認められることになった。実務的には、当事者の交渉が難航する場合は、非専属的合意で妥協するケースが多いが、新法制では「特別の事情」による排除があるので注意を要する。

管轄合意のうち、管轄権を行使できない外国裁判所への専属的管轄合意は無効とされる。

また、新たに設けられた消費者契約と個別的労働関係については、管轄合意の効力の変更・制限されているので後述する。

3. 管轄合意のない場合の国際裁判管轄

(1) 被告の住所等（同3条の2）

本条は、「訴え提起は被告の住所による」との普遍原則を法文化したもので、事件の内容や日本との関連性と無関係に、普通裁判籍である被告の住所や本店所在地が日本国内にある場合には、日本に国際裁判管轄を認めるものである。

なお、判例法時代には、マレーシア航空機事件に代表されるように、外国法人の支店や営業所が日本に存在する場合、支店業務と直接の関連性がなくとも、普通裁判籍（民訴法4条5項を管轄原因とする）を根拠に日本に管轄を認め、過剰管轄との批判を受けていた。

今回の改正では、普通裁判籍には外国法人の支店等を入れず、支店等については特別裁判籍に一本化し、業務関連性を要求して立法的に解決した。

5) 最高裁判所判決昭和50年11月28日民集29巻10号1554頁。

（2）契約上の債務の履行に関する訴え等（同3条の3一号）

判例法時代の義務履行地管轄に代わる規定であり、いくつか重要な立法的解決がなされている。

判例法時代には、義務には不法行為による損害賠償義務も入るか、契約に義務履行地を定めていないときに、契約準拠法を加味して義務履行地を認定してよいか（例えば、準拠法が日本法だとして民法484条の持参債務原則で、債権者の住所地を義務履行地としてよいか）等に争いがあった。

今回の改正では、債務の意味については、契約上の債務に限定したうえで、その債務が債務不履行の損害賠償請求に転じた場合も含むものとし、契約で定められた地か選択された準拠法により決まる地が日本国内にあれば良いとした。

（3）財産権上の訴え（同3条の3三号）

財産権上の訴えとは、広く経済的利益を目的とする権利を言い、通常金銭請求や物の引渡請求等がこれにあたる。その請求の目的物又は差押え可能財産が日本国内に存在する場合は、日本で提訴可能であり、外国人が、日本に支店等を持たないが一定の資産を置いて営業している場合など、実務的には相当便利に使える規定であると考ええる。

（4）不法行為に関する訴え（同3条の3八号）

加害行為地又は結果発生地のいずれかが日本国内にあれば良いことを明確にする一方、日本が結果発生地の場合は予見可能性の存在を条件として、過剰管轄を排除している。

例えば、甲国で乙国向けに製造・輸出された製品が、日本に転売されて事故を生じさせた場合、判例法時代には日本が結果発生地なので日本での提訴は可能であったが、この立法により、もし甲国の製造業者が日本への転売を通常予見できない場合には、日本での提訴は出来ないこととなった。

日本の企業にとっては、外国判決の承認・執行の場合の間接管轄の要件で、この立法は大きな意味を持つことになる。

(5) 消費者契約に関する訴え（同3条の4）

国際裁判管轄の分野においても、今回新たに消費者契約という類型を設け、特別な国際裁判管轄ルールを定めることとした。インターネットの普及により、外国事業者から物やサービスを購入する消費者が増加し、それに伴う紛争も多発すること等を考えれば、時機に適した立法と考えられる。

まず、消費者契約の定義だが、日本の準拠法を定める法の適用に関する通則法第11条第1項⁶⁾の規定と同様、広く個人（事業を行う個人を除く）と法人（事業を行う個人も含む）と定義するので、射程範囲は相当広いものとなる。

消費者から事業者への訴えについては、訴え提起時又は消費者契約締結時の、消費者の住所地の裁判所に管轄権を認める（同1項）。これは消費者が契約後に移住をした場合等の司法アクセスに配慮するものである。なお、消費者は、他の管轄原因を利用して事業者へ訴えを提起することもできる。

次に、事業者から消費者への訴えについては、特別裁判籍を利用した訴え提起は認められないこととなったため（同3項）、訴え提起時の消費者の住所地の裁判所に訴えを提起しなければならなくなった。

最後に、消費者契約に関する管轄合意については、事業者と消費者間の交渉力格差等の消費者保護の観点に配慮して特則を置き、消費者契約締結時の消費者住所地の裁判所を合意する場合のみ有効とした。なお、本規定は消費者保護の規定なので、消費者の方から合意した裁判所に訴えを提起したり、応訴する場合は別である（同3条の7第5項）。

将来予想される紛争類型として、外国事業者と日本に住所を有する消費者間で締結した売買契約に関し紛争が生じ、同契約に事業者の本拠地（外国）の裁判所を管轄裁判所とする合意があった場合で、消費者は外国で訴訟できずに欠

6) 参考までに、同項では消費者契約を「消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下この条において同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下この条において「消費者契約」という。）」と定義しており、内容は同一である。

席判決を受けることが予想される。

この場合、同欠席判決をもって日本の消費者に執行しようとしても、改正法のもとでは間接管轄がないことになるので、この面からも消費者保護が図られていると言える⁷⁾。

（6）労働関係に関する訴え（同3条の4）

これも今回の法改正により、新たに個別労働関係民事紛争（労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業者の間に生じた民事に関する紛争）という類型を設け、特別な国際裁判管轄ルールを定めることとしたものである。

労働者から事業者に対する訴えについては、個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務提供地を原則的管轄地と考え、それが日本にあるときは日本の裁判所に提訴出来ることとした。なお、労務提供地が定まっていない場合は、事業所の所在地としている（同2項）。

次に、事業者から労働者に対する訴えについては、事業者は特別裁判籍を利用した訴えの提起は認められないこととなったため（同3項）、訴え提起時の労働者の住所地が日本にある場合に限り、日本で提訴できることになる（同3項）。

最後に、将来生じる個別的労働関係民事紛争についての管轄合意については、管轄終了時にされた合意であることが必要で、労働者の力関係が相対的に弱い労働契約開始時の合意に効力を認めない。加えて、労働契約終了時の労務提供地に限り合意の効力を認めることとして、労働者保護を図っている。

なお、本条の間接管轄における機能は、消費者契約と同様である（同3条の7第6項）。

7) 民事執行法第24条第3項、民事訴訟法第118条第1号参照。

(7) 一般的規律（同条の9）

これは判例法時代の「特段の事情」による管轄排除に該当するもので、改正案では「特別の事情」として規定されている。内容的には大きな変更はないが、新しい法体系の下で、今後具体的に何が特別の事情にあたるのかを明らかにしていく必要がある。

なお、立法準備段階では、同一事件について複数の国で裁判がなされることは是非や、判決が相矛盾してしまうことを防止するため、国際的訴訟競合に関する規律や訴訟手続中止に関する規律も検討されたが、今回の改正では見送られることとなった。

(8) 保全訴訟における国際裁判管轄（民事保全法11条）

仮差押え・仮処分事件については、日本の裁判所に本案の訴えを提起できる場合（即ち、前述のように日本に国際裁判管轄がある場合）か、仮差押えの目的物や係争物が日本国内にある場合に、管轄を認めることを明確化した。

4. おわりに

上記以外にも、特許や商標のように設定登録により発生する知的財産権の存否や効力について日本で登録されていれば日本に専属管轄を生じさせる管轄規定（同3条の5第3項）、海事に関する訴えの管轄（同3条の3、六、九及び十号）、併合請求の管轄（同3条の6）等の重要な法制化がなされているが、別稿に譲ることとする。

前述のとおり、国際裁判管轄の法制化は日本司法の国際化に必須であるところ、今回は残念ながら取引法・財産法関係のみの改正なので、近い将来国際的な婚姻関係や親子関係等の国際家族法分野の国際裁判管轄の法制化が期待される。